

緊急度判定基準

平成11年8月 5日 国営計第102号
最終改定 平成29年3月29日 国営計第111号

この基準は、国土交通省官庁営繕部が官庁施設の営繕計画の緊急度を判定するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

緊急度判定基準

1. 目的

この基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して個別の意見を述べるための緊急度判定に係る技術的事項を定め、その客観性を確保することを目的とする。

2. 新営計画に対する緊急度判定基準

新営事業に係る営繕計画（以下「新営計画」という。）の緊急度は、当該新営計画について、次に定めるところによって算定した新営計画の評点に応じて、それぞれ次の表に定める評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

(1) 計画理由別の評点の算定

計画理由別の評点は、入居予定官署ごとに、その計画理由の要素について、既存施設の更新（既存施設の不具合等により施設を建築することをいう。）の場合は別表1の、新規施設の建築の場合は別表2の計画理由の項に掲げる計画理由のいずれかに分類し、これらの表に定めるところにより、それぞれ評点を算定する（複数の計画理由の要素が一の計画理由に該当する場合にあつては、最も高い評点となるもの。ただし、(2)の計画理由別の評点が最も高い評点とならない場合は、この限りでない。）。

(2) 入居予定官署別の評点の算定

入居予定官署別の評点は、入居予定官署ごとに、計画理由別の評点が最も高い計画理由（別表1の備考欄に当該計画理由を主要素としないことが定められているもの及び同欄に定められた主要素としない条件に該当するものを除く。同点のものがある場合にあつては、そのいずれか）を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に10分の1を乗じて得た値の合計を加えて得た値とする。

(3) 新営計画の評点の算定

新営計画の評点は、入居予定官署別の評点を当該入居予定官署の必要延べ面積に応じて加重平均をして求めた値（入居予定官署が一の場合は、その入居予定官署別の評点の値）とする。この場合において、当該新営計画が、合同庁舎計画に基づくものであるときは10点、特定国有財産整備計画に基づくものであるときは10点をそれぞれ加算するものとする。

評語	定義	新営計画の評点
特A	特に緊急を要する。	100点以上
A	緊急を要する。	90 "
B	至急実施すべきである。	80 "
C	できるだけ早く実施した方がよい。	70 "
D	必要は認めるが急がなくてよい。	60 "
E	必要ない。	60点未満

3. 修繕計画に対する緊急度判定基準

修繕計画に係る営繕計画（以下「修繕計画」という。）の緊急度は、当該施設の不具合の状況に照らして、次の表に定めるところによって判定した評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

評語	定義
A	緊急を要する
B	至急実施すべきである
C	急がなくてよい
D	施設特別整備実施基準に該当しないもの

備考

- 1 「緊急を要する」とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 地盤の沈下等により主要構造部の障害が著しく、緊急に補強等の措置が必要なもの
 - ② 常時執務又は常時通行に供している部分で、部材のはく落等により人身事故のおそれのあるもの
 - ③ 屋根、外壁、外部建具等からの漏水があるもの
通常降雨時において執務室（法務局の書庫を含む。）、電算室、電気室、電話交換室等に漏水があり、部分補修が不可能なもの
 - ④ 条例、行政指導等により改善を求められているもの（し尿浄化槽の改設、便所の水洗化、飲用不適格と判定された給水設備の改設、老朽化のため機能低下した消火設備等）

- ⑤ 設備の主要機器で老朽化が著しく、故障が頻発する状態にあるもの
腐蝕等により漏水の著しい給水設備又は汚水排水設備で部分補修が不可能なもの
 - ⑥ その他特に緊急を要し、要求年度内に実施する必要があるもの
- 2 「施設特別整備実施基準に該当しないもの」とは、施設特別整備に関する営繕計画書のうち計画内容が施設特別整備実施基準に該当しないものとする。

別表1 既存施設の更新の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
老朽	施設の老朽（現存率）		50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評点に10点加算する。
	構造耐力の著しく低下		経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの							
狭あい	庁舎面積（面積率）		0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なものの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	借料が高額等の事情により返還すべき場合			緊急に返還すべきもの				なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
地域連携	都市計画の進捗		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分のみ未施行となっているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済み)			区画整理等が計画決定済みであるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評点（従要素の場合は評点の10分の1。該当する理由がない場合は0点）に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済みの場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済みの場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備（同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。）をするもので、その合築整備が確実な場合は、4点 ・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場合は、4点
	地域性上の不適				都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの		都市計画的にみて地域性上障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて地域性上好ましくないもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの	
立地条件の不良	位置の不適				位置が不相当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不相当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不相当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備		施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの						施設が不備、かつ運用による代替が十分できないため、業務上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの	改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の不備	必要施設の不備（災害時における必要機能に係る施設の不備を除く）		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	主要素としない。
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は、主要素としない。

備考

- 「現存率」とは、官庁建物実態調査の結果による。官庁建物実態調査を行っていない施設については、実情を踏まえて評点を付す。
- 「面積率」とは、「現有延べ面積/必要延べ面積」により算出する。
ここで、現有延べ面積及び必要延べ面積は、執務面積、会議室等の附属面積、設備関係面積、交通部分面積及び各官署の固有業務に関係した諸室面積を含み、車庫、渡り廊下等を除く面積とする。
一般事務庁舎の必要延べ面積は、別表3により算出する。ただし、積み上げにより適切に必要な延べ面積を算出している場合は、当該必要延べ面積によることとする。

別表2 新規施設の建築の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよいもの			
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合は、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合は、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合は、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合は、業務上好ましくないもの	

別表3 一般事務庁舎の必要延べ面積の算定式

営繕計画書の 所要面積	1,500 m ² 以上	900 m ² 以上	300 m ² 以上	300 m ² 未満
非木造庁舎	$7.4N + 0.4N$	$7.4N \times 1.1 + 0.4N$	$7.4N \times 1.2 + 0.4N$	$7.4N \times 1.3 + 0.4N$
木造庁舎	$7.1N + 0.4N$	$7.1N \times 1.1 + 0.4N$	$7.1N \times 1.2 + 0.4N$	$7.1N \times 1.3 + 0.4N$

備考

- 1 「N」とは、新営一般庁舎面積算定基準に基づく換算人員とする。
- 2 各官署の固有業務に関係した諸室がある場合には、その面積を必要延べ面積に加算する。